

平成23年3月11日

静岡市議会厚生委員会委員長 様

静岡市議会厚生委員会委員 鈴木 節子 ㊞

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する修正の提出について

静岡市議会委員会条例第28条の規定により、下記のとおり提出します。

記

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する修正

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第11条第2号の改正規定を削る。

附則第3項を削る。

(提案理由)

静岡市国民健康保険料のうち、基礎賦課額の被保険者均等割額の改正を行わない。

# 参 考

議案第26号 平成23年度静岡市一般会計予算及び議案第32号 平成23年度静岡市国民健康保険事業会計予算の修正に係る静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

## 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「38万円」を「42万円」に改め、同条第2項中「受けることができる」を「受ける」に改める。

第5条第2項中「受けることができる」を「受ける」に改める。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもののうち、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）及び1の一般被保険者が属する世帯については、世帯別平等割は、算定しない。

第11条第3号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 1世帯について7,800円

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の静岡市国民健康保険条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の上産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の静岡市国民健康保険条例第11条ただし書及び同条第3号の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 修正動議

議案第 26 号 平成 23 年度静岡市一般会計予算

上記の議案に対する修正案を次のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 11 日

提出者 静岡市議会厚生委員会委員 鈴木 節子 ㊟

厚生委員会委員長 様

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ  $277,470,697$   ~~$276,200,000$~~  千円と定める。  
2 「第 1 表 歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

	7,903,424
20 款 繰入金	<del>6,632,727</del>
	7,230,224
1 項 基金繰入金	<del>5,959,527</del>
	277,470,697
歳入合計	<del>276,200,000</del>

歳出

	83,089,446
3 款 民生費	<del>81,818,749</del>
	6,587,897
5 項 国民健康保険費	<del>5,317,200</del>
	277,470,697
歳出合計	<del>276,200,000</del>

# 修正動議

議案第 32 号 平成 23 年度静岡市国民健康保険事業会計予算

上記の議案に対する修正案を次のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 11 日

提出者 静岡市議会厚生委員会委員 鈴木 節子 ㊞

厚生委員会委員長 様

第 1 条 2 「第 1 表 歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

	16,746,482
1 款 国民健康保険料	<del>18,099,324</del>
	16,746,482
1 項 国民健康保険料	<del>18,099,324</del>
	3,095,912
6 款 療養給付費等交付金	<del>3,013,767</del>
	3,095,912
1 項 療養給付費等交付金	<del>3,013,767</del>
	6,697,397
11 款 繰入金	<del>5,426,700</del>
	6,497,397
1 項 他会計繰入金	<del>5,226,700</del>